

平成31年2月14日
福祉保健部健康増進課
課長 下川和夫
電話 055-223-1494

報道関係者各位

山梨県の伝染性紅斑こうはんの流行状況について (峡南保健所管内で警報レベル)

平成31年第6週(2月4日～2月10日)の感染症発生動向調査の結果は次のとおりです。

伝染性紅斑の定点あたり報告数

峡南保健所管内：2.00人※1

峡南保健所管内において、定点あたりの報告数が基準値の2を上回りましたので、峡南保健所管内は伝染性紅斑の警報レベル※2に入ったと考えられます。大きな流行の可能性のあることから、別紙の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1【峡南保健所管内】定点数2 医療機関合計報告数4人 4人÷2 医療機関=2.00人
【県内全域】定点数24 医療機関合計報告数20人 20人÷24 医療機関=0.83人

※2 定点1 医療機関あたりの報告数が 2以上 警報レベル
(注意報レベルの設定なし。報告数が1を下回ると解除。)

週	山梨県	中北	峡北	峡東	峡南	富士・東部
6週 (2/4～2/10)	0.83	0.13	0.20	1.50	2.00	1.60
5週 (1/28～2/3)	0.79	0.50	0.20	0.50	—	2.40
4週 (1/21～1/27)	1.04	0.63	0.40	1.25	—	2.60
3週 (1/14～1/20)	1.21	0.13	0.40	1.00	—	4.40
2週 (1/7～1/13)	1.25	0.88	—	1.00	—	3.80

※富士・東部保健所管内では平成30年48週(11/26～12/2)以降、警報レベル継続。

伝染性紅斑

●伝染性紅斑はどんな病気？

- ✓ ヒトパルボウイルス B19を原因とする感染症です。
- ✓ 両頬がリンゴのように赤くなることから別称「リンゴ病」とも呼ばれます。
- ✓ 患者は小学校入学前後の小児に多くみられますが、成人の発症もあります。
- ✓ 感染症法では定点把握対象の5類感染症に分類され、一部の小児科医療機関が届出基準に基づいて診断した場合、保健所に届出がされることになっています。

●どんな症状があるの？

- ✓ 約10日(4～20日)の潜伏期間の後、両頬に境界鮮明な紅い発疹が現れます。続いて体や手・足に網目状の発疹が拡がりますが、これらの発疹は通常1週間程度で消失します。
- ✓ 妊娠中(特に妊娠初期)に感染した場合、まれに胎児の異常(胎児水腫)や流産が生じることがあります。

●どうやって感染するの？

- ✓ 感染経路は、飛沫感染(患者の咳やくしゃみなどのしぶきに含まれるウイルスを吸い込むことにより感染)、接触感染(ウイルスが付着した手で口や鼻に触れることにより感染)があります。
- ✓ 多くの場合、頬に発疹が出現する7～10日前に、微熱や風邪のような症状がみられ、この時期にウイルスの排出が最も多くなります。発疹が現れる時期にはウイルスの排出量は低下し、感染力もほぼ消失します。

●治療方法と予防策は？

- ✓ 予防接種はありません。
- ✓ 一般的な予防策である手洗い、うがい、咳エチケットを励行しましょう。
- ✓ 微熱や風邪のような症状を呈している小児等との接触により感染拡大することがないように、保育園・学校等の集団生活においては特に感染予防に気をつけましょう。